

長崎県の最低賃金

長崎県
最低賃金

1時間

898円

効力発生日 令和5年10月13日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。

※令和5年10月12日までは853円

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



特定最低賃金

はん用機械器具、生産用機械器具製造業

〔 令和5年10月12日まで875円 〕
〔 発効日 令和元年12月7日 〕

電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業

〔 令和5年10月12日まで864円 〕
〔 発効日 令和3年12月29日 〕

船舶製造・修理業、船用機関製造業

〔 令和5年10月12日まで875円 〕
〔 発効日 令和元年11月29日 〕

左記の業種については、令和5年度は改正がありませんでした。このため、**令和5年10月13日**以降は**長崎県最低賃金898円**が適用されます。

※ 最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

最低賃金に関するお問い合わせは

 厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

☎ 095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に
関する特設
サイト

